

福島市多世帯同居・近居支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市内で新たに多世帯同居または近居するために住宅取得等を行い「福島県多世代同居・近居推進事業」による補助金を交付された者に対し、本要綱により定める補助金を上乘せして交付することにより、子育て環境や高齢者見守りの充実、女性の就労支援を図ることで、定住の促進に寄与するため、福島市多世帯同居・近居支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付等について、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多世帯

祖父母（どちらか一方を含む。曾祖父母も含む）、父母（どちらか一方を含む）及び子（1人以上、年齢は問わない）の三世代以上の世帯をいう。

(2) 同居

父母及び子（以下「親子」という。）又は子の祖父母が住所変更（住民票及び届出避難場所証明書に記載されている住所の変更をいう。以下同じ。）を行い、本市の区域内において、親子と子の祖父母とが同一の住宅に居住する場合をいう。

(3) 近居

親子又は子の祖父母が住所変更を行い、補助を受けようとする住宅が本市の区域内にあり、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離がおおむね2キロメートル以内にある場合をいう。

(4) 中古住宅

人の居住の用に供したことのある住宅又は建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅をいう。

(5) 増改築

既存住宅の延べ面積を増やす工事又は既存部分を除却し同程度面積の住宅部分を築造する場合をいう。

(6) 改修

多世帯同居または近居に必要なと認められる工事で、間取変更、浴室、洗面所、便所、台所等の改修及び設置、バリアフリー（手摺り設置、段差の解消、廊下幅の拡幅等）、断熱化、壁および床等の内装改修、浄化槽入替（人槽増に限る）、物置設置、

その他市長が必要と認める工事をいう（ただし、外装（屋根および外壁等）工事、門、塀、柵、カーポート、外構等の屋外工事、下水道切替工事、その他市長が適当でないと認めるものを除く。）。

(7) 住宅取得等

次に掲げるものをいう。

ア 多世帯同居または近居を行うための住宅取得

イ 多世帯同居に必要となる現に居住している住宅の増改築又は改修

ウ 多世帯同居または近居を行うために取得した中古住宅の増改築又は改修

(8) 子ども（加算を受けられる対象者）

事業完了日（多世帯同居・近居の開始日をいう。以下同じ。）に18歳未満の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）で就労していない者をいう。

(9) 県外移住世帯

県外から福島市内に移住し、かつ、住民票を異動する世帯をいう。

（補助事業者）

第3条 この補助金の対象者は、福島市内で新たに多世帯同居または近居するため第2条に掲げる住宅取得等を行う者で次の全てに該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 福島県多世代同居・近居推進事業について福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第13条に基づき、補助金額確定通知書（様式第7号）の交付を受けた者。
- (2) 過去に本要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 住宅取得等の対象となる住宅の所有者は、多世帯同居または近居を行う者であること。
- (4) 多世帯同居または近居を始める世帯員全ては、市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。
- (5) 多世帯同居または近居を行う世帯員全員が、福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。

（対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

福島県多世代同居・近居推進事業により認められた経費とする。

（補助金の額）

第5条 市が交付する補助金の額は、下記の（1）から（3）の合計額と対象経費の1／

2のいずれか低い額とする。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 補助基本額

1 申請あたり10万円とする。

(2) 子ども加算額

子ども1人につき5万円とする(4人を上限とする。)

(3) 県外移住世帯加算額

1 申請あたり10万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、福島県多世代同居・近居推進事業による補助金の額と本事業の補助金の額の合計が、対象経費の1/2を超える場合、本事業の補助金の額は対象経費の1/2から福島県多世代同居・近居推進事業による補助金の額を差し引いた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、福島県多世代同居・近居支援事業補助金交付申請書兼完了実績報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付申請書(一般社団法人福島県建設業協会支部の収受印が押印されているもの。)及び申請時に添付した書類の写し

(2) 福島県多世代同居・近居推進事業補助金額確定通知書及び、完了実績報告書に添付した書類の写し

(3) 多世代同居または近居をする世帯全員の市税等の滞納がないことを証明する書類(納税証明書等)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、規則第7条第1項の規定に基づき、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その内容等を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第8条 第5条の交付申請は、規則第14条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請の取り下げを行う場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 市は、第8条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者が前項の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第3号様式)によるものとし、必要な書類を添付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、交付決定取消通知書(第4号様式)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に基づく取消しを行った場合には、規則第19条の規定に基づき、返還の期限を定めるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 本事業により住宅取得等を行った住宅が、規則第20条第1項ただし書の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間における多世帯同居または近居の継続状況を様式第5号により毎年度末に市へ報告しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年 9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6月 3日から施行する。